

専門学校設置認可について（案）

- (1) 学校名 奈良市立看護専門学校
- (2) 位置 奈良市紀寺町371番地2
- (3) 設置者 奈良市
- (4) 設置目的 看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。
- (5) 開設の時期 平成25年4月1日
- (6) 課程 医療専門課程
- (7) 学科 看護学科
- (8) 修業年限 3年
- (9) 年間授業時数 1,010時間
- (10) 1学年の定員 40名
- (11) 教員数 専任 8名
- (12) 経費等 授業料、入学料及びその他を収入とし、これらを支出に充当する。なお、支出にあたって不足が生じた場合は、受託者が負担する。
- (13) 専用校舎面積 2,631.84m²

受託者は、「公益社団法人地域医療振興協会」であり、奈良市立病院の指定管理者である。

奈良市立看護専門学校を設置認可基準の審査

法的基準	申請内容	判定
【目的】職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育施設 (学校教育法 第124条)	看護師として必要な知識及び技術を教授し、看護専門職として社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。	
【修業年限】1年以上 (学校教育法 第124条1号)	3年	
【授業時数】1年間にわたり800時間以上 (学校教育法 第124条2号) (専修学校設置基準 第5条)	年間平均 1,010時間 (3年間で3,030時間)	
【人数】教育を受ける者が常時40人以上 (学校教育法 第124条3号)	1学年40人、総数120人	
【課程】高校教育の基礎の上になつて教育する (学校教育法 第125条第3項)	入学資格者が高校卒又はこれと同程度	
【設置者】国及び地方公共団体のほか..... (学校教育法 第127条)	奈良市長が設置者	
【教員数】81人～200人までは、 $3 + (\text{生徒数} - 80) / 40$ 、うち専任は半数以上3人を下らない (専修学校設置基準 第17条)	専任 8人 [$3 + (120 - 80) / 40 = 4$]	
【教員の資格】 (学校教育法 第9条) (専修学校設置基準 第18条)	・学校教育法第9条に該当しないことを誓約する宣約書あり。 ・別添履歴書どおり有資格者である。	
【校舎面積】41人以上は、 $260 + 3.0 \times (\text{生徒数} - 40)$ (専修学校設置基準 第24条)	専用 2631.84 m ² [$260 + 3.0 \times (120 - 40) = 500$]	